

## ○伊万里市特定非営利活動促進法施行条例施行規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、特定非営利活動促進法施行条例（平成10年佐賀県条例第40号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### (設立認証申請書等)

第2条 条例第2条第1項の申請書は、様式第1号によるものとする。

2 条例第2条第2項第2号の文書が外国語で作成されているときは、翻訳者を明らかにした訳文を添付しなければならない。

3 条例第2条第2項各号に掲げる書面は、申請の日前6月以内に作成されたものとする。

4 条例第2条第2項の規定に係わらず、市長が住民基本台帳法施行条例（平成14年3月25日佐賀県条例第7号）第2条の規定により知事から当該役員に係る本人確認情報の提供を受けるときは、第1項の申請書には、条例第2条第2項第1号に掲げる書面を添付することを要しないものとする。

### (公告及び公衆の縦覧)

第3条 法第10条第2項（法第25条第5項及び法第34条第5項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による公告は、伊万里市公告式条例（昭和29年伊万里市条例第1号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示することにより行うものとする。

2 法第10条第2項の規定による公衆の縦覧は、伊万里市総務部情報広報課市民情報コーナーにおいて行うものとする。

### (縦覧期間中の補正)

第3条の2 法第10条第3項の規定による補正は、様式第1号の2による補正書を市長に提出して行わなければならない。

### (設立登記完了届出書)

第4条 法第13条第2項の届出書は、様式第2号によるものとする。

### (社員総会の決議があったものとみなされた場合の社員総会の議事録)

第5条 条例第3条第2項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 1 社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- 2 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- 3 社員総会の決議があったものとみなされた日
- 4 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

### (役員の変更等の届出)

第6条 法第23条第1項の規定による届出は、様式第3号による届出書を市長に提出して行わなければならない。

### (定款変更認証申請書等)

第7条 条例第3条の2第1項の申請書は、様式第4号によるものとする。

2 第3条の2の規定は、法第25条第3項の定款の変更の認証について準用する。

(定款の変更の届出)

第8条 条例第3条の2第2項の届出書は、様式第5号によるものとする。

(定款の変更登記の完了に係る証明書の提出)

第8条の2 法第25条第7項の規定による登記事項証明書の提出は、様式第5号の2による提出書を市長に提出して行なわなければならない。

(事業報告書等の提出)

第9条 条例第4条の書類の提出は、様式第5号の3によるものとする。

(事業報告書等の閲覧又は謄写)

第10条 条例第5条の閲覧又は謄写は、伊万里市総務部情報広報課市民情報コーナーにおいて行うものとする。

(成功の不能による解散の認定の申請)

第11条 法第31条第2項の規定による認定の申請は、様式第6号による申請書を市長に提出して行なわなければならない。

(解散の届出)

第12条 法第31条第4項の規定による届出は、様式第7号による届出書を市長に提出して行なわなければならない。

(清算人の就任の届出)

第13条 法第31条の8の規定による届出は、様式第8号による届出書を市長に提出して行なわなければならない。

(残余財産の譲渡の認証申請)

第14条 法第32条第2項の認証の申請は、様式第9号による申請書を市長に提出して行なわなければならない。

(清算終了の届出)

第15条 法第32条の3の規定による届出は、様式第10号による届出書を市長に提出して行なわなければならない。

(合併認証申請書等)

第16条 条例第6条第1項の申請書は、様式第11号によるものとする。

2 第2条第2項及び第3項の規定は、前項の申請書に添付する書類について準用する。

(合併の場合の貸借対照表等の備置き等)

第17条 法第35条第1項の貸借対照表及び財産目録は、合併する各特定非営利活動法人について作成し、同条第2項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、それぞれの事務所に備え置かななければならない。

(合併登記完了届出書)

第18条 法第39条第2項において準用する法第13条第2項の届出書は、様式第12号によるものとする。

(検査の際の身分証明書)

第19条 法第41条第3項の職員の身分を示す証明書は、様式第13号によるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に効力を有する佐賀県知事が行った手続その他の行為又は現に佐賀県知事に対し行っている申請その他の行為で、佐賀県事務処理の特例に関する条例(平成12年佐賀県条例第2号)第2条の表第1号に規定する本市が処理することとなる事務に係るものは、この規則の施行の日以後においては、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項の改正規定は、同年7月9日から施行する。

伊万里市長 様

申請者 住所又は居所  
氏名又は名称  
電話番号

㊟

設立認証申請書

特定非営利活動促進法第10条第1項の規定により、下記のとおり特定非営利活動法人を設立することについて認証を受けたいので、申請します。

記

- 1 特定非営利活動法人の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 その他の事務所の所在地
- 5 定款に記載された目的

備考

- 1 「主たる事務所の所在地」及び「その他の事務所の所在地」には、町名及び地番まで記載すること。
- 2 申請書には次に掲げる書類を添付すること。
  - (1) 定款（法第10条第1項第1号） 2部
  - (2) 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。）（法第10条第1項第2号イ） 2部
  - (3) 各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本（法第10条第1項第2号ロ）
  - (4) 各役員の住所又は居所を証する書面（法第10条第1項第2号ハ）  
※市長が住民基本台帳法施行条例（平成14年3月25日佐賀県条例第7号）第2条の規定により知事から当該役員に係る本人確認情報の提供を受けるときは、役員の住民票の写しの添付を省略できます。
  - (5) 社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面（法第10条第1項第3号）
  - (6) 法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面（法第10条第1項第4号）
  - (7) 設立趣旨書（法第10条第1項第5号） 2部
  - (8) 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本（法第10条第1項第6号）
  - (9) 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書（法第10条第1項第7号） 2部
  - (10) 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書（法第10条第1項第8号） 2部

年 月 日

伊万里市長 様

(申請者の住所若しくは居所  
又は特定非営利活動法人の名称)  
申請者名又は代表者名  
電話番号

㊟

### 補正書

年 月 日に申請した[ 補正する書類の種類 ]について不備がありましたので、特定非営利活動促進法第10条第3項（同法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり補正を申し立てます。

### 記

- 1 補正の内容
- 2 補正の理由

### 備考

- 1 [ 補正する書類の種類 ]には、申請書の場合にあつては、その申請書の名称（「設立認証申請書」等）を、申請書に添付された書類の場合にあつては、当該申請書の名称及び当該書類を特定することができる文言（「設立認証申請書に添付する法第10条第1項第1号の書類」等）を記載すること。
- 2 「補正の内容」には、補正する箇所について、補正後と申請段階の記載の違いを明らかにした対照表を記載すること。
- 3 補正書には、補正後の書類各1部を添付すること。ただし、以下の書類について補正を行う場合は、補正後の書類各2部を添付すること。
  - (1) 定款
  - (2) 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。）
  - (3) 設立趣旨書又は合併趣旨書
  - (4) 設立若しくは合併当初の事業年度又は定款変更の日の属する事業年度及びこれらの翌事業年度の事業計画書
  - (5) 設立若しくは合併当初の事業年度又は定款変更の日の属する事業年度及びこれらの翌事業年度の活動予算書

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

伊万里市長 様

(特定非営利活動法人の名称)

代表者氏名

⑩

電話番号

設立登記完了届出書

設立の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第13条第2項の規定により、登記事項証明書及び財産目録を添えて届け出ます。

備考 この届出書には、登記事項証明書2部（うち、写し1部）及び財産目録2部を添付すること。

年 月 日

伊万里市長 様

(特定非営利活動法人の名称)

代表者氏名

Ⓜ

電話番号

役員の変更等届出書

次のとおり役員の変更等があったので、特定非営利活動促進法第23条の規定により、変更後の役員名簿を添えて届け出ます。

| 変更年月日 | 変更事項 | 役名 | 氏名 | 住所又は居所 |
|-------|------|----|----|--------|
|       |      |    |    |        |

備考

- 「変更事項」の欄には、新任、再任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所又は居所の異動、改姓又は改名の別を記載し、また、補欠のため又は増員によって就任した場合には、その旨を付記すること。  
なお、任期満了と同時に再任した場合には、再任とだけ記載すること。
- 「役名」の欄には、理事又は監事の別を記載すること。
- 改姓又は改名の場合には、「氏名」の欄に、旧姓又は旧名を括弧を付して併記すること。
- 「住所又は居所」の欄には、特定非営利活動促進法施行条例第2条第2項に掲げる書面によって証された住所又は居所を記載すること。
- 役員が新たに就任した場合（任期満了と同時に再任された場合を除く。）は、次の書類を添付すること。
  - 当該各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本（法第23条第2項）
  - 当該各役員の住所又は居所を証する書面（法第23条第2項）※ 市長が住民基本台帳法施行条例（平成14年3月25日佐賀県条例第7号）第2条の規定により知事から当該役員に係る本人確認情報の提供を受けるときは、役員の住民票の写しの添付を省略できます。
- 変更後の役員名簿については、2部を添付すること。

年 月 日

伊万里市長 様

(特定非営利活動法人の名称)

代表者氏名

Ⓜ

電話番号

### 定款変更認証申請書

下記のとおり定款を変更することについて、特定非営利活動促進法第25条第3項の認証を受けたいので、申請します。

### 記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由

### 備考

- 1 「変更の内容」には、変更しようとする定款の条文等について、変更後と現行の記載の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を記載すること。変更しようとする時期を定めている場合には、その旨も記載すること。
- 2 当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本（法第25条第4項）1部、変更後の定款（法第25条第4項）2部並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書（当該定款の変更が法第11条第1項第3号又は第11号に掲げる事項に係る変更を含むものであるときに限る。）（法第25条第4項）2部を添付すること。
- 3 所轄庁の変更を伴う定款の変更の場合には、2に掲げる書類のほか次の書類を添付すること。
  - (1) 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。）（法第26条第2項） 2部
  - (2) 法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面（法第26条第2項）
  - (3) 直近の法第28条第1項に規定する事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は法第10条第1項第7号の事業計画書、同項8号の活動予算書及び法第14条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は法第34条第5項において準用する法第10条第1項第7号の事業計画書、法第34条第5項において準用する法第10条第1項第8号の活動予算書及び法第35条第1項の財産目録）（法第26条第2項）



年 月 日

伊万里市長 様

(特定非営利活動法人の名称)

代表者氏名

⑩

電話番号

定款変更届出書

下記のとおり定款を変更したので、特定非営利活動促進法第25条第6項の規定により、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添えて届け出ます。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由

(備考)

- 1 「変更の内容」には、変更した定款の条文等について、変更後と変更前の記載の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を記載し、併せて、変更した時期を記載すること。
- 2 この届出書には、議事録の謄本1部及び変更後の定款2部を添付すること。

年 月 日

伊万里市長 様

(特定非営利活動法人の名称)

代表者氏名

⑨

電話番号

定款の変更の登記完了提出書

定款の変更の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第25条第7項の規定により、登記事項証明書を提出します。

(備考) この提出書には、登記事項証明書2部(うち、写し1部)を添付すること。

年 月 日

伊万里市長 様

(特定非営利活動法人の名称)

代表者氏名

⑨

電話番号

事業報告書等提出書

下記に掲げる前事業年度（ 年 月 日から 年 月 日まで）の事業報告書等について、特定非営利活動促進法第29条の規定により、提出します。

記

- 1 前事業年度の事業報告書
- 2 前事業年度の活動計算書
- 3 前事業年度の貸借対照表
- 4 前事業年度の財産目録
- 5 前事業年度の年間役員名簿
- 6 前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面

備考

- 1 この提出書には、上記の提出書類各2部を添付すること。
- 2 特定非営利活動に係る事業のほか、その他の事業を行う場合にあつては、活動計算書を一つの書類の中で別欄表示し、その他の事業を実施していない場合にあつては脚注においてその旨を記載すること。
- 3 「前事業年度の年間役員名簿」とは、前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿をいう。

年 月 日

伊万里市長 様

(特定非営利活動法人の名称)

代表者氏名

⑩

電話番号

解散認定申請書

特定非営利活動促進法第31条第1項第3号に掲げる事由により下記のとおり特定非営利活動法人を解散することについて、同条第2項の認定を受けたいので、申請します。

記

- 1 事業の成功の不能となるに至った理由及び経緯
- 2 残余財産の処分方法

備考 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能の事由を証する書面（法第31条第3項）を添付すること。

年 月 日

伊万里市長 様

(特定非営利活動法人の名称)

清算人 住所

氏名

印

電話番号

解散届出書

特定非営利活動促進法第31条第1項第①号に掲げる事由により下記のとおり特定非営利活動法人を解散したので、同条第4項の規定により、届け出ます。

記

- 1 解散の理由
- 2 残余財産の処分方法

(備考)

- 1 ①の部分には、解散事由の区分に応じ、1、2、4又は6のうちいずれかを記入すること。
- 2 解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。

年 月 日

伊万里市長 様

(特定非営利活動法人の名称)

清算人 住所

氏名

印

電話番号

清算人就任届出書

下記のとおり（特定非営利活動法人の名称）の解散に係る清算中に清算人が就任したので、特定非営利活動促進法第31条の8の規定により、届け出ます。

記

- 1 清算人の氏名及び住所
- 2 清算人が就任した年月日

備考 当該清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。

年 月 日

伊万里市長 様

(特定非営利活動法人の名称)  
清算人 住所  
氏名  
電話番号

印

残余財産譲渡認証申請書

下記のとおり残余財産を譲渡することについて、特定非営利活動促進法第32条第2項の認証を受けたいので、申請します。

記

- 1 譲渡すべき残余財産
- 2 残余財産の譲渡を受ける者

備考 「残余財産の譲渡を受ける者」には、残余財産の譲渡を受ける者が複数ある場合には、各別に譲渡する財産を記載すること。

年 月 日

伊万里市長 様

(特定非営利活動法人の名称)  
清算人 住所  
氏名 ⑩  
電話番号

清算終了届出書

(特定非営利活動法人の名称) の解散に係る清算が終了したので、特定非営利活動促進法第32条の3の規定により、届け出ます。

備考 清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。



年 月 日

伊万里市長 様

〔合併しようとする特定非営利活動法人〕  
(甲)の名称  
代表者氏名 ㊟  
主たる事務所の所在地  
電話番号  
〔合併しようとする特定非営利活動法人〕  
(乙)の名称  
代表者氏名 ㊟  
主たる事務所の所在地  
電話番号

合併認証申請書

特定非営利活動促進法第34条第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、下記のとおり合併することについて、認証を受けたいので、申請します。

記

- 1 ㊟特定非営利活動法人の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 その他の事務所の所在地
- 5 定款に記載された目的

備考

- 1 ㊟の部分には、合併の態様に応じて「合併後存続する」又は「合併によって設立する」を記入すること。
- 2 「主たる事務所の所在地」及び「その他の事務所の所在地」には、町名及び地番まで記載すること。
- 3 申請書には次の書類を添付すること。
  - (1) 合併の議決をした社員総会の議事録の謄本（法第34条第4項）
  - (2) 定款（法第10条第1項第1号） 2部
  - (3) 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。）（法第10条第1項第2号イ） 2部
  - (4) 各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本（法第10条第1項第2号ロ）
  - (5) 各役員の住所又は居所を証する書面（法第10条第1項第2号ハ）  
※市長が住民基本台帳法施行条例（平成14年3月25日佐賀県条例第7号）第2条の規定により知事から当該役員に係る本人確認情報の提供を受けるときは、役員の住民票の写しの添付を省略できます。
  - (6) 社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面（法第10条第1項第3号）
  - (7) 法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面（法第10条第1項第4号）
  - (8) 合併趣旨書（法第10条第1項第5号） 2部
  - (9) 合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書（法第10条第1項第7号） 2部
  - (10) 合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書（法第10条第1項第8号） 2部

年 月 日

伊万里市長 様

(特定非営利活動法人の名称)

代表者氏名

⑨

電話番号

合併登記完了届出書

合併の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第39条第2項において準用する同法第13条第2項の規定により、登記事項証明書及び財産目録を添えて届け出ます。

備考 この届出書には、登記事項証明書2部（うち、写し1部）及び財産目録2部を添付すること。

様式第13号 (第19条関係)

|   |   |
|---|---|
| <p>第 号</p> <p>所属及び職名<br/>氏名</p> <p>特定非営利活動促進法第41条第3項の規定<br/>による職員の証</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>(有効期間 年)</p> <p>伊万里市 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span></p> | <p style="text-align: center;">〈写真〉</p> |
|---|---|

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格B列8番とする。